

ルソーと中江兆民（下）

—『民約訳解』における文化の受容—

佐藤誠

三 『民約訳解』と近代日本

明治初期の政府は、薩長政府とも言われたように、特定の政治家たちが政治権力を掌握する統治機構を備えていた。中江兆民が『民約訳解』を出版した一八八二年（明治十五年）には、国家の骨組を成す憲法はまだ制定されておらず、しかも、人民の代表者を送り込む国会も設けられてはいなかつた。したがつて、国民全体の意志が、必ずしもその政府の政策に反映していたわけではないと考えられる。

一八七四年（明治七年）一月、板垣退助たちが愛国公党の決議に基づいて、『民撰議員設立建白書』（以下『建白書』と略称）を左院に提出したのは、そうした明治政府に異議を申し立てるためである。『建白書』では、当時の「政権」は、

「上帝室ニ在ラズ、下人民ニ在ラズ、而獨有司ニ帰ス」と記され、特定の政治家による「有司專制」⁽³⁷⁾が批判の対象となつてゐる。実際、兆民も、「若シ国一定ノ憲法無ク国会ノ設ム無キトキハ、所謂政ハ有司者ノ政ナリ」と述べて、「有司者ノ政」が明治政府の統治機構を特徴づけていることを指摘している。『建白書』は、そこで、「夫人民、政府ニ對シテ租税ヲ払フノ義務アル者ハ、乃チ其政府ノ事ヲ与知可否スルノ権理ヲ有ス」と付け加えて、人民による政治参加の正当性を論証するのである。しかしながら、「有司」による政治支配が続く限り、人民が政府の統治機構に加わることはできない。「有司意ヲ肆ニシ自ラ用ヒテ人民ヲ得テ喙ヲ容ルル無シ」⁽³⁸⁾という兆民の文章は、人民不在の政治形態を描き出している。このような政治状況の中で、兆民がどのような考えを抱いていたのかを明らかにすることは、近代日本における『民約訳解』の歴史的意義を捉える契機を提供することになる。そこでまず、『民約訳解』出版前後の兆民の思想的立場を検討しながら、当時の政府や社会に対して、彼はいかなる批判的見解を表明したのかを考察することにしたい。

そして、『民約訳解』で示された兆民の政治理念が、『社会契約論』におけるルソーの思考様式とどのように異なるのかを明らかにし、文化の受容における兆民の基本的な態度を論究する予定である。

① 歴史的背景と批判方法

明治政府は、封建的な幕藩体制を解体し、近代的な社会機構の整備を急速に押し進めた。政治権力が、たとえ特定の政治家に集中したとはいって、「有司專制」は、近代的な中央集権的国家形成にとって、重要な役割を果たしたことを見

逃すことはできない⁽²²⁾。明治政府は、その意味で、当時の欧米諸国とある程度まで対等に交渉しうる近代的国家を創出することができたと言えよう。しかし、明治政府の統治政策には、国民全体の意志が必ずしも忠実に反映していたわけではない。国民の生活改善よりもむしろ、中央集権的な国家体制の早急な構築こそ、明治政府の緊急な課題であつたのである。こうした状況の中で、一八七四年（明治七年）に提出された『建白書』は、専制的な政府を批判するとともに、人民による政治参加の正当性を提案することになる。確かに、そこには、「今民撰議員ヲ立ルハ、則政府人民ノ間、情実融通、而相共ニ合テ一体トナリ」と記されているけれども、国政参加権は、決してすべての人民に与えられていたわけではなく、「維新の功臣」を出した「士族および豪家の農商」に限られている。したがつて、『建白書』は、「政府部内反対派の要求⁽²³⁾」を具体化した文書であり、そこに広範な国民の意思表示を認めることはできない。こうしてみると、『建白書』に始まる自由民権運動は、明治政府から締め出された旧士族による反政府運動であることがわかる。実際、当時の運動の主体を成していたのは、土佐の立志社などであり、それらの政社は、明治政府である薩長政府に対抗して創設された政治団体である。後に兆民は、『三醉人経綸問答』の中で、「適々民権自由の説を聽き、其中に於て一種果敢剛銳の態有るを見て、喜びて以爲へらく、是れ我が馬革旨義に類似する有り⁽²⁴⁾」と述べて、民意を正當に反映していない當時の自由民権運動を、「我が馬革旨義」、すなわち、封建的な「討ち死主義」⁽²⁵⁾と見なしている。

しかしながら、士族民権によつて特徴づけられた初期の自由民権運動は、一八七九年（明治十二年）十一月の愛国社第三回大会以後、富裕な農民や商人などを含む全国的な運動へと急速に発展していくことになる⁽²⁶⁾。その場合、自由民権運動の基本的な要求は、民衆の税負担の軽減、国会開設、民衆の様々な自由権を保証する憲法の制定などにまとめるこ

とができる。⁽²⁹⁾しかし、租税や諸権利などの問題は国民全体の生活に結びついているために、それらを適切に討議する国会を開設することがます重要視されねばならない。そこで、愛国社第三回大会では、国会開設の請願運動を全国各地に及ぼすことが決議されるのである。⁽³⁰⁾そして、一八八〇年（明治十三年）に、国会期成同盟が結成されると、自由民権運動は最盛期を迎えることになる。国会の早期開設を要求する「上願書」⁽³¹⁾が、太政官や元老院へ提出されるのが、この時期に他ならない。ところが、その「上願書」は、「人民たる者は政体上に関する事柄を建白するの権理はあれども、之を天皇陛下に願望するの権理なき」理由により、却下されてしまう。国会期成同盟は、そのため、国会開設を実現させることに、請願運動を全国各地に引き起⁽³²⁾すことになる。⁽³³⁾主権在民の理念は、こうして、広範な民衆の意識に徐々に浸透していくわけである。

他方、明治政府は、出版条例や集会条例を公布することにより、その請願運動によつて特徴づけられた自由民権運動を弾圧することになる。しかし、明治政府には、大隈重信のように、イギリス流の議院内閣制や国会の早期開設を主張する政治家たちもいたことを忘れてはならない。実際、大隈重信は、「明治十五年末ニ議員ヲ選挙セシメ十六年首ヲ以テ國議院ヲ開カルベキ事」⁽³⁴⁾を示す急進的な奏議を提出している。ところが、政府の法制官僚である井上毅は、そうした政策に對して、政府主導型の統治政策を提案するのである。すなわち、井上毅は、ブロイセン憲法を参照しながら、近代日本独自の憲法草案を漸進的に作り上げ、天皇を中心とした中央集権的国家機構を構想していく。井上毅のそうした發想は、右大臣岩倉具視の賛同を得、しかも、當時大隈重信と対立していた伊藤博文を味方につけた結果となる。

このような状況の中で、一八八一年（明治十四年）七月、「北海道開拓史官有物払い下げ事件」⁽³⁵⁾が民間の新聞によつ

て暴露されてしまう。それは、政府が、明治初年から多額の資金を投入して進めてきた北海道の開拓を廃止し、しかも、開拓長官黒田清隆が破格の金額で開拓地を払い下げようとした汚職事件である。⁽³³⁾ その結果、政府に対する民衆の反発を招き、藩閥政府が厳しい批判の対象となる。⁽³⁴⁾ 政府はそこで、急進派大隈重信にその事件の責任を転嫁し、彼を政界から追放することを決めるのである。そして、同年十月、明治天皇は、開拓史官有物の払い下げを中止するように命令を下すとともに、「明治二十三年を期し議員を召し國会を開き以て朕が初志を成さんとす」という勅諭を下して、国民の批判をかわすことになる。この「明治十四年の政変」⁽³⁵⁾といわれるクーデターにより、国会の早期開設を要求していた自由民権運動は、明治二十三年の国会開設という具体的な確約を、政府から獲得するわけである。さらに、板垣退助を総理とする自由党が結成されたのも、その年であることに注目しなければならない。自由党は、日本で初めての全国的な政党であり、その盟約には、「自由を拡充し、権利を保全」⁽³⁶⁾ することが述べられ、「善良なる立憲政体を確立する」⁽³⁷⁾ ことが重要な課題となっている。

ところで、兆民が、『東洋自由新聞』の主筆として言論活動を開始したのは、一八八一年（明治十四年）三月であり、また、雑誌『政理叢談』に漢訳『民約訳解』の連載を始めたのは、一八八二年（明治十五）三月である。すなわち、兆民の政治思想が公表される時期は、「明治十四年の政変」前後に相当する。その政変を「近代日本の藩閥政治の、そして明治憲法体制に向かつての出発点」⁽³⁸⁾ と見なす限り、兆民は、近代日本の国家建設過程を常に見据えながら、自己の政治思想を形成していくことがわかる。

さて、兆民が『東洋自由新聞』で繰り返し論究したのは、近代国家機構における自由の問題である。憲法や国会がま

だ存在していなかつた当時の日本社会で、人間の自由がどのように実現されるのかということは、人民主権に基づく統治機構を模索していた兆民にとって、緊急な課題であつたと考えられる。兆民は、その場合、二種類の自由を想定している。まず、「我ガ精神心思ノ絶エテ他物ノ束縛ヲ受ケズ」⁽³⁴⁾ 状態を表す「リベルテーモラル」であり、「内ニ省ミテ疚シカラズ自ラ反シテ縮キ」⁽³⁵⁾ 意味を指していることに注意する必要がある。すなわち、「リベルテーモラル」は、決して無制限な放縱を表すのではなく、人間に本来備わっている正当な道徳的感情を意味する。次に、「人々ノ自ラ其処スル所以ノ者及び其他人ト与ニスル所以ノ者」⁽³⁶⁾ すべてを表す「リベルテー・ポリチック」⁽³⁷⁾ であり、人間社会の成立にとって不可欠な権利を提供している。「人ノ自由ヲ貴ブヤ権利ヲ失ハザランコトヲ欲スルノミ」という文章が示しているように、自由の重視は、権利を保持することにつながるわけである。しかし、それらの自由は、決して人間が獲得するものではなく、「天賦」⁽³⁸⁾ と見なされている点に注目しなければならない。兆民は、自由を「天賦ノ自由」⁽³⁹⁾ と捉えることにより、自由に普遍的な価値を与えていた。したがって、自由を恣意的に抑圧したり、排斥することは全く不当な行為であり、むしろ、自由を社会の中で堅持する必要がある。自由は、その時、社会の発展を阻害するのではなく、むしろ社会の発展を促進する性質を備えていることになる。「自由ノ權ハ猶ホ生氣ノ如シ」⁽⁴⁰⁾ である以上、「自由ノ權」は、社会全体の活性化をもたらすわけである。兆民は、特に歐米諸国の例を取り上げて、「今歐米諸国号シテ文物旺盛ト称スル者、皆民ノ自由ノ權ヲ亢張スルコトヲ以テ先務ト為サザル莫シ」⁽⁴¹⁾ と述べている。「民ノ自由ノ權」の拡張こそ、国家の繁栄につながることになる。こうした見解は、後に『三醉人経論問答』の中にも見出され、兆民はそこで、「自由の大義」⁽⁴²⁾ が西洋社会の土台を成すと指摘している。

しかしながら、「民ノ自由ノ権」が否認される時、社会の活力は枯渇せざるをえない。そこで、「自由ノ権」を適切に保証し、それを正当に行使するためには、どのような社会機構が想定されるのかを考察することが要件となる。

兆民は、ここにおいて、国家の骨組を成す憲法と国会を重視し、それらが正当に設けられた場合に、「民ノ自由ノ権」を確保することができると考えている。実際、憲法の制定と国会の開設は、人民の意志を政府の政策決定にある程度まで反映させることができ、その結果、「民ノ自由ノ権」を正当に容認することになる。すなわち、「国ニ一定ノ憲法有リ」⁽³⁵⁾ 国会ノ設有ルトキハ、人民票ヲ投ジテ代員ヲ選シ遣ハシテ議院ニ詣ラシメ、議院ノ士又有司ヲ推選シ入りテ天子ヲ佐ケテ政ヲ行ハシム」と。人民の意志を反映させる統治機構を作り出すためには、憲法の制定と国会の開設が不可欠な要因を成すわけである。そして、「民ヲ教養スルノ要ハ国人相ヒ共ニ憲令ヲ著定シ堅守シテ失ハズ、有司ヲシテ權ニ藉リ威ヲ行フテ自ラ恣ニスルコトヲ得セシメザルニ在リ」⁽³⁶⁾ という文章が示しているように、憲法の制定は、国家と人民が協力して行うことが必要であり、兆民は、そこに、特定の政治家が「權ニ藉リ威ヲ行フテ自ラ恣ニスルコト」を厳しく退けている。

しかし、当時の日本社会では、藩閥政府が恣意的な権力を行使しながら、人民を支配していたことを忘れてはならない。すなわち、「全国ノ法ヲ定メ律ヲ立テ又之ヲ改正スル」⁽³⁷⁾ 仕事は、「治者」⁽³⁸⁾ に委ねられ、「人民ハ唯之ニ柔順スルノ義務」⁽³⁹⁾ しかなかつたのである。こうした藩閥政府に対する批判は、特に「有一邦于此」と題する記事の中に見出される。兆民はそこで、「爰ニ一邦有リ、国会設ケズ、憲法立タス、貴官大職意ヲ肆ニシテ政ヲ行ヒ、恣睢猖狂至ラザル所無ク、民法刑法ノ属稍ヤ旧規ヲ去リ新途ニ就キ少ク觀ル可キ者有ルガ如シト雖モ、然レドモ在位ノ人心ニ慮ルコト有ルトキハ、

常ニ法律ノ外ニ出デテ以テ其志ヲ行フコトヲ得、細大ノ事皆有司一時妄度臆想ニ成ラザルハ莫シ⁽³⁵⁾」と述べて、「有司一時妄度臆想」によつて成り立つ当時の明治政府を諷刺することになる。ところが藩閥政府は、必ずしも政治権力を私物化する政治家だけによつて形成されていたわけではない。当時の近代日本は、欧米諸国と様々な問題を正当に交渉するために、統一国家を早急に構築することが求められていた。したがつて、国民全体の意志を綿密に検討するよりも、むしろ近代国家としての統治機構を整備することが、先決問題であつたと言える。とりわけ、アメリカの軍事的圧力によつて、外交方針が鎖国政策から開国政策へ転換せざるをえなかつたために、歐米列強に対する危機意識は、明治政府の首脳部に終始去來していたに違いない。國權の強化は、その意味で、民權の普及よりも切実な課題となつていていたのである。明治政府は、その結果、「ひたすら旧来の特権に固執する華士族を押しきつて、封建領主制の最終的解体を実現でき⁽³⁶⁾」、国内機構の近代化を強引に行わざるをえなかつたと考えられる。しかし、國權の重視は、必ずしも常に、民權の輕視を引き起こすわけではない。

實際、兆民は、「一年有半」の中で、「王公將相無くして民有る者之有り、民無くして王公將相有る者未だ之有らざる也⁽³⁷⁾」と述べているように、人民が國家の土台を成すことを指摘している。正当な統治機構は、そのために、決して人民を無視した專制政体であつてはならず、人民の意志を常に取り入れることが要件となる。憲法の制定と国会の開設は、ここにおいて、理想的な社会が成立する前提条件を成していることがわかる。したがつて、兆民は、「憲法未ダ立タズ国会未ダ設ケザルノ人民ハ民ニ非ラザルナリ、一群ノ禽鹿ノミ⁽³⁸⁾」と述べて、憲法や国会が存在しない社会を厳しく批判している。その場合、「人民ハ民ニ非ラザル」事態を生み出すのは、藩閥政府ばかりではなく、むしろ、人民自身の責

任でもあることを、兆民は見抜いていることに注目しなければならない。すなわち、「吾儕ノ未ダ憲法ヲ立ツルコト能ハズ未ダ国会ヲ設タルコト能ハザルハ独リ吾儕人民ノ罪ナリ」⁽³⁴⁾と。憲法の制定と国会の開設は、こうして、人民が人民となる成立条件を表すことになる。

ところで、兆民がそのような見解を発表した時、彼は明治政府の専制的な風潮に決して絶望していたわけではない。

確かに兆民は、人民の自由権が「有司專制」のために抑圧されている状況を憂慮している。「自由ノ権未ダ興ラザルノ邦ニ於テ、自由ノ権ヲ興サント欲シ、憲令未ダ定ラザルノ国ニ於テ、憲令ヲ定メント欲ス。天下ノ事之ヨリ艱キハ莫シ」⁽³⁵⁾という文章が示しているように、兆民は、理想的な国家建設が非常に困難であることを認めている。しかしながら、当時の日本社会は、必ずしも閉塞した様相を示していたわけではない。実際、兆民は、「已ニ立憲ノ政体ヲ願欲シ国会ノ開設ヲ望ムノ声ハ囂々トシテ地方到ル処演説ニ新紙ニ其徵候ヲ見ザルナキニ至ル」と書き記している。ようすに、社会全体を変革する気運が次第に盛り上がっていたことを洞察している。憲法の制定や国会の開設を伴う国家建設は、決して想像上の産物ではなく、むしろ実現可能な具体的な政策として捉えられていたわけである。兆民は、まさにそのために、「国会未ダ設ケズ、憲法未ダ立タズト雖モ、然レドモ天子ノ聖明ナルト宰相ノ賢智ナルトヲ以テ、夙ニ国会ノ設ケザル可ラズ憲法ノ立テザル可ラザルヲ知リ、詔ヲ下シテ將サニ立憲ノ制ニ循ハント欲セントスルノ意ヲ宣シ、尋牛デ元老院ヲ置キ法律ヲ議セシメ、又府県ニ聽シテ各々会ヲ開キ道路、橋梁、租税ノ事ヲ議セシメ、以テ予メ異日国会ノ地ヲ為サント欲ス」と主張することができたと考えられる。「天子ノ聖明」や「宰相ノ賢智」という表現は、明治政府に対する兆民自身の信頼感を示している。たとえ「有司專制」による弊害があつたとしても、そうした信頼感を兆

民が持つていたからこそ、彼は理想的な統治機構の具体的な実現を想定することができたのである。特に、人民が政治活動に参加し、そこで自由権行使することは、決して国家の障壁となるのではなく、むしろ「我天子ノ聖意ニ副フト」⁽³⁸⁾になると兆民が述べているのは、彼が現実変革の可能性を信じていたからに他ならない。

そこで次に、人民主権を保証するためには、兆民はどのような統治機構を構想したのかを考察する必要がある。

兆民は、イギリスの立憲政体を理想化した「君民共治」⁽³⁹⁾という統治理念を提示し、人民が統治の主体となる政治形態を勧めている。そこでは、君主の選出や法律の作成はすべて人民の意志に基づき、しかも「君主ノ如キハ特ニ人民ヲシテ立法行政二権ノ間ニ居テ之レガ和解調停ヲ為サシムルニ過ギザル」⁽⁴⁰⁾点に注意する必要がある。すなわち、「行政立法ノ権並ニ皆人民ノ共有物」⁽⁴¹⁾であり、君主が独裁的な権力を人民に行使することは、容認されない。實際、兆民は、イギリスの政体について、「其名称其形態並ニ嚴然タル立君政治ニ非ズ乎」と述べ、「毫モ独裁專制ノ迹」を見出すことができないと判断している。そして、「其宰相ハ則チ国王ノ指命スル所ナリト雖ドモ、然レドモ要スルニ議院輿望ノ属スル所ノ外ニ取ルコト能ハズ」⁽⁴²⁾という文章が示しているように、君主の選出は、あくまで「議院輿望ノ属スル所」に基づいているのである。

しかしながら、兆民は、イギリスの立憲政体を無条件に評価しているわけではない。特に「英仏人民可哀不可慕」と題する記事で、兆民は、「暴政府」⁽⁴³⁾や「暴官吏ノ制」⁽⁴⁴⁾に対抗して、イギリスやフランスの人民が自由権を獲得した歴史的経過を叙述している。人民はその場合、「干戈ノ力」、つまり武力を用いて自由権を回復したことが指摘されている。ところが、兆民は、「強ヰテ詭激ノ論ヲ唱ヘテ腕力ノ説ヲ鼓シテ必ズ英法暴亂ノ跡ニ微ハント欲ス、狂ニ非ザレバ妄ナリ」⁽⁴⁵⁾

と述べて、西洋の人民を模倣することを厳しく退けるのである。西洋の人民が過激な行動に赴いたのは、「暴ノ政」⁽³⁷⁸⁾を人民に施した政府の不手際のためであり、その意味で、「英法政府ハ戒ム可キナリ、則トル可ラザルナリ」と見なされることになる。

そうした「英法政府」に対し、日本では、「朝廷慈仁ノ心ヲ体シ其政ヲ發シ令ヲ出ス一モ道義ニ合セザル莫シ⁽³⁷⁹⁾」と、兆民は主張している。日本政府が穩健な政策を提示する以上、「復タ何ゾ同胞相ヒ虐シ然後快ト為スコトヲ須ヰン⁽³⁸⁰⁾」と記して、兆民は、人民が過激な暴力行為に及ぶことを戒めるのである。ここには、西洋の方法を盲目的に追随することを避けようとする兆民の批判的態度が見出される。それでは、人民が統治の主体を成す「君民共治」の中に、人民の意志は一体どのように反映されるのであろうか。

「君民共治」では、人民の自由権を何よりも重視し、拡張することが要件となる。しかし現実社会では、通常、「習俗因襲ノ久シキ自由ヲ保庇スルノ器具ハ備ハルコト少クシア之レヲ妨害スルノ方術ハ實ニ至尽ナル⁽³⁸¹⁾」事態が認められる。したがって、自由権を様々な領域で抑圧している社会制度自体を改善しない限り、「真ノ自由ヲ保有スル⁽³⁸²⁾」ことはできない。自由権は、「人民ノ賴ミテ以テ身ヲ安ンジ命ヲ立ル⁽³⁸³⁾」特性を持つばかりではなく、社会全体の発展に役立つ働きも示すのである。こうした自由権を十分に發揮するためにも、憲法や国会を備えた統治機構を作り出すことが必要となる。兆民が、ルソーの『社会契約論』の中に、人民主権に基づく理想的な統治形態を見出したのも、自由権を重視するルソーの政治的見解に共鳴したためである。そこで、統治形態に対する兆民のルソー像が、どの程度まで『社会契約論』の叙述内容と重なっているのかを検討し、『民約訳解』に示された兆民の政治的意図を改めて問い合わせ段取りである。

そうした作業を試みることにより、近代日本における『民約訳解』の歴史的意義をある程度まで明らかにすることができると思われる。

② 統治形態の基本的問題

近代日本が先進欧米諸国への門戸を開いた時、それらの国では、既に憲法や国会を備えた統治機構が成立していた。そこでは、「租賦律例、海陸軍政より、以て隣国と往復交接するにいたるまで、一に衆議に由つて決を取る⁽³⁵⁾」方法が採用されていたのである。すなわち、政府の政策は、正当な「衆議」による決定に基づいていたと考えられる。その結果、「民⁽³⁶⁾志」が、政府の政策決定において、最も重視されることになる。したがって、兆民が、「民の⁽³⁷⁾権」の価値が論証された『社会契約論』を翻訳したのは、近代日本の中に、先進欧米諸国に対応しうる理想的な統治機構を構築しようとしたためである。

実際、兆民が『民約訳解』を出版した時、近代日本は、憲法や国会を備えていたわけではない。したがって、その政治政策には、「民志」が十分に反映されていなかつたのである。そこで兆民は、ルソーの『社会契約論』の中に、「民をして自から修治せしめて、官の抑制する所と為る勿らしむ在る⁽³⁸⁾」ような論旨を見出すことになる。『民約訳解』は、その意味で、兆民の現実的な問題意識を反映した翻訳作品であると言える。

それでは、兆民はなぜ、『社会契約論』の翻訳を途中で断念したのであるうか。兆民が『民約訳解』の中で強調した

」)とは、人民の権利の正当な存在理由であり、人民の意志に基づく統治機構の創出である。兆民は、そのために、「社会契約」*le Contrat social*を「民約」⁽³⁸⁾に置き換えて、人民の価値を重視することになる。「民約」こそ、「民たるもの」⁽³⁹⁾を「邦國の本」⁽³⁹⁾に据えることができるわけである。しかし、政治体としての国家が現実社会で作動するためには、「民約」の設定ばかりではなく、法律を制定することも考慮に入れなければならない。法律は、その場合、「制定の対象とされる内容は、制定する意志と同じく一般的なものである」⁽³⁹⁾ことが重要な前提条件となる。すなわち、法的対象の一般性が成立するためには、「臣民を团体として、また行為を抽象的なものとして考える」⁽³⁹⁾ことが要請され、「人間を個人として、行為を特殊なものとして考える」⁽³⁹⁾発想は、退ける必要がある。こうしてみると、「特殊的な対象については一般意志はありえない」⁽³⁹⁾ので、法律が特定の人物や団体を優遇することは不可能となる。ルソーが、「主権者でさえ、特殊的な対象について命じたことは、もはや法律ではなくて命令であり、主権の行為ではなくて行政機関の行為である」と述べているのは、法律の普遍的な価値を認めていたためである。

しかしながら、人民は、必ずしも常に法律の普遍性を理解できるとは限らない。「全人民が全人民に関する法律を制定する時、人民は自分たち自身のことしか考えていない」⁽³⁹⁾という文章は、法律の制定作業は、人民には非常に困難であることを示している。兆民も、この点に関して、「律例なるものは邦國の務を経る所以、閑繫きわめて大なり」と注解を施して、「律例」の重要性を指摘している。そして、「智慮はるかに衆人の上に出る者に非ざれば、之を為すこと能わず」という文章が示しているように、法律の作成は、「智慮はるかに衆人の上に出る者」に委ねられることが要件となる。実際、法律は「一般意志の行為」を表すので、法律を適切に作成するためには、人間社会全体の仕組みを洞察す

る「すぐれた知性」une intelligence supérieureを備えていなければならぬ。立法者は、こうして、通常の人間的な能力を越えているために、ルソーは、「人間に法律を与えるためには神々が必要である」と断言もえしている。法律の作成は、ここにおいて、「異常に明眼なる」⁽⁴⁴⁾能力を持つ立法者の任務であることを、兆民も認めている。確かに、立法者は、人民に法律を一方的に押し付ける支配的な権力を持つてゐるわけではない。兆民は、そのために、「制作者は民の托を受けて律例を制為し、之を民に授く。民は従いて著して邦典と為す」と述べて、人民が主体的に法律を制定することを強調している。しかし、たとえ人民の一般意志に基づく法律が制定されたとしても、立法者に神聖な能力を付与することは、人民主権の統治理念から逸脱せざるをえない。すなわち、立法者の導人は、人民主権に関する論理的な整合性を歪めることにならう。兆民は、そのためには、『社会契約論』第一巻第七章以降の翻訳を断念したと考えることができる。

ところで、立法者は法律の作成ばかりではなく、人民の人間性をも変える使命を帯びてゐることに注意する必要がある。社会契約に基づく国家共同体の創造は、その中に組み込まれた人間の変革を必然的に引き起こそざるをえない。すなわち、理想的な国家共同体が成立するためには、構成員もその統治形態に適した資質を持つことが要求されるのである。したがつて、立法者は、統治形態を確実に維持するためにも、「我々がすべて自然から受けとつた身体的、独立的な存在を、部分的、精神的な存在に置き換える」⁽⁴⁵⁾ことが重要な課題となる。実際、立法者による人間の変革は、兆民の『民約訳解』には記されていなければ、ルソー独自の統治形態と不可分な関係を成してゐることに注目しなければならない。

ルソーが現実の人間社会を厳しく批判したのは、そこに本来の人間性を歪める隸属的な相互依存状態を見出したからである。こうした相互依存状態が引き起こす様々な弊害は、特に『人間不平等起源論』の中で詳述されている。すなわち、「結集している人々を分離させて弱めるような一切のもの、外面上は一致しているような様子を社会に与えながら、しかも現実には分離の種を蒔くような一切のもの、様々な階級にその権利や利害の対立によつて、相互の不信と憎悪とを吹き込み、従つてそれらすべての階級を抑える権力を強めるような一切のもの」⁽⁴⁵⁾が、人間社会の秩序を崩壊させてしまふうと、ルソーは見なすのである。支配と被支配によつて特徴づけられる隸属的な相互依存状態は、人間の主体的な自由を奪うばかりではなく、人間社会の正当な基盤までも崩壊させることになる。そこで、主体的な自由を保持する人間が共同体を形成するためには、人間社会の構図をどのように組み替えるのかが重要な課題となる。社会契約の設定は、こうして、人間性を抑圧する現実の社会制度を捨象し、人間関係を根底から改変する人為的な試みであると考えられる。その場合、社会の構成員は単なる人民ではなく、それぞれ私的な共同体を維持する家長であることに注意する必要がある。実際、ルソーは、国家共同体を構成する人間は、「一家の主人」⁽⁴⁶⁾ chef de famille であると述べ、しかも、「家長」こそ、「家族が社会と交渉を持つ」⁽⁴⁷⁾ことを指摘している。家族という私的な共同体を管理するのが家長であり、その家長がそれぞれ社会契約を設定して、公的な共同体を創設するわけである。しかし、ルソーが考える公的な共同体は、必ずしも外部の世界に向かつて開かれているわけではない。公的な共同体としての政治体は、自立した閉鎖機構を示し、家長である構成員は、私的な共同体を保持する公民的な権利を備えている。したがつて、公的な共同体を維持するために何よりも自立した閉鎖機構を強化することが要件となる。そこで、政治体を超越した立法者が、各々の構成員の人

間性を根本的に変革し、政治体に適合しうる構成員に作り変えねばならない。ルソーは、こうして、国家共同体である政治体を、単なる統治機構として捉えるのではなく、「二つの倫理的な人格」と見なしている。

以上から、多くの構成員が「政治体に結合されると、一人の構成員を傷つければ、必ずこの政治体を攻撃することになり、逆にまた政治体を傷つければ、なおさら構成員たちに恨みを抱かせることになる」という比喩的な文章は、個別的な存在（構成員）と全体的な表象（政治体）との緊密な相関関係を示すことがわかる。ところで、そうした相関関係は、実は、ルソー独自の感性様式と切り離すことができないことに注目しなければならない。

ルソーは自己の幼少期を回想しながら、「孤独に対する自然の好み」⁽⁴¹⁾をマルゼルヴに打ち明けている。その孤独癖は、少年時代に体験した過酷な徒弟奉公のために、一層助長されていく。ルソーは、その結果、「自分の周囲に架空の存在を寄せ集めて、それとつきあっているほうが、世間で出会う人々とつきあうよりもよほどうまくいく」⁽⁴²⁾と述懐している。「架空の存在」*les êtres chimériques*を作り出す夢想癖は、現実界を越えた想像界を生み出し、その世界に全面的に没入しながら、「不満な現実状態を忘れる」⁽⁴³⁾効用を示すのである。こうして、想像界に留まる状態が続く限り、現実界に関わる機会は少なくなり、人間の交際を避ける孤独癖が形成されていく。そして、ルソーは、想像力の特質として、「最も自分の好みに合う立場に身を置き、架空の状態にうまく自分を入れこむ」ことを指摘している。現実界では、様々な条件の制約を受けているために、自己の願望を自由に実現することは非常に困難である。しかし想像界では、あらゆる「架空の存在」を自由に作り出したり操作することができます、想像界全体を支配することも決して不可能ではない。

想像の対象は、その場合、想像する主体の意志によって形成され、常に想像する主体の支配下に組み込まれる。すな

わち、想像の対象は、想像する主体が設定する世界の範囲内に置かれ、決してその範囲から逸脱することはない。したがって、想像する主体の支配的な意識が成立するためには、何よりも、想像の対象が想像する主体の中に包摂されることが要件となる。

ルソーのそうした感性様式は、(1)において、政治体の統治形態に反映し、想像する主体を表す立法者をある程度まで特徴づけていることが理解される。政治体全体を適切に統治するためには、各々の構成員の人間性そのものを理想的な統治形態に適合するように変革することが求められるわけである。その時、立法者の支配的な権威が重要な役割を果たすことになる。しかしながら、その支配的な権威は、人民に対して「暴力を用いることなしに導き、理屈を抜きにして納得させうる」⁽⁴⁵⁾ 動きをすることに注意しなければならない。すなわち、立法者は現実の政治権力を持つてゐるわけではなく、「無に等しい權威」⁽⁴⁶⁾ une autorité qui n'est rien を用いて、人民全體に法律の正当な価値を提示することになる。

實際、「立法者は機械を発明する技師であるが、君主はこれを組み立て、運転する職工にすぎない」という文章が示しているように、立法者は現実の政治家の範疇には含まれていない。ルソーが、「立法者はあらゆる点で国家の中の異常な人間である」と述べてゐるのは、立法者は國家の統治組織を越えた存在であることを示していよう。統治の主体は、あくまで人民自身であり、立法者は、國家機構を越えた視点から人民による統治形態を創出することになる。したがつて、立法者を現実の政治権力を持つ君主と同一視するわけにはいかない。立法者は、むしろ、神的な性質を帯びる傾向がある。立法者に関するそうした特性は、『民約訳解』の中でも明示されている。すなわち、「如し予め一人を選び、其をして藁を属せしめ、然る後ち議して以て律を成すと為さんか、是の人がならず異常に明眼なる者にして後ち可なり」⁽⁴⁷⁾

と。

しかしながら、兆民はまた、「律例は制作者の手に成ると雖も、之を採用すると否とは独り民の任ずるところ、他人は与かることを得ざることを」⁽⁴²⁾と付け加えていることに注意する必要がある。「制作者」（＝立法者）がいかにすぐれた「律例」（＝法律）を作成したとしても、その制定はあくまで「民」の意向に委ねられている。「律例を建立するは民事にして、律例を造為するは制作者の事なり」⁽⁴²⁾という文章は、そうした経緯を明確に示していよう。

その場合、「制作者」は「律例」を作成するだけであり、人民の人間性を根底から変革することは、『民約訳解』では記されていない。兆民の意図は、国家を統治する技術的な側面に限定され、人民の人間性そのものを変革することまでは及んでいないのである。実際、兆民が『社会契約論』を翻訳した時には、近代日本は、憲法の制定や国会の開設を既に試みてはいたわけではない。兆民は、そのために、「國ニ一定ノ憲法有リ国会ノ設有ルトキハ、人民票ヲ投ジテ代員ヲ選シ遣ハシテ議院ニ詣ラシメ、議院ノ士又有司ヲ推選シ入リテ天子ヲ佐ケテ政ヲ行ハシム」と述べて、理想的な統治形態を想定しているのである。したがって、人民の代表によつて構成される「議院」の設立こそ、正当な統治形態を作り出す前提条件を成していることがわかる。

兆民のこうした見解は、一般意志の成立を論述する場合にも認めることができる。一般意志は、通常、政治体の構成員全体に妥当する概念であり、必ず「公共の福祉」を実現することが要件となる。兆民は、それについて、「皆な議院の允准を得るに非ざれば、視て公志と為す可からず。已に議院の允准を得れば、是れ亦た举国の志なり」と述べ、「議院の允准」こそが、一般意志を成立させる前提条件となることを強調している。しかも、一般意志を「举国の志」と置

き換えて、国家的な統一理念をそこに付け加えていることに注目しなければならない。実際、兆民にとって、近代日本の理想的な統治形態を構想することは、切実な課題であったと言えよう。

以上から、法律の制定や一般意志の価値は、何よりも人民の代表者によつて成り立つ「議院」の決定に基づくことが理解される。兆民は、「議院」の存在を最優先した国家の統治形態を構想していたわけである。「民約訳解」は、その意味で、人民の政治参加を主張した『建白書』の政治的意団を忠実に継承していると考えられる。

それでは、ルソーは、代議制によつて特徴づけられる議会政治について、どのような考え方を抱いていたのであろうか。統治形態に関する兆民との相違点を明らかにするために、次に『社会契約論』における当該の論述箇所を検討する段取りである。

政治体を統治するためには、何よりも主権を維持することが重要な課題となる。その場合、主権は、「一般意志の行使」⁽⁴⁵⁾を表し、常に「公共の福祉」⁽⁴⁶⁾の実現を目指す。したがつて、主権は、それ自体、政治体全体を表象する概念であり、それを分割したり譲渡することはできない⁽⁴⁷⁾。すなわち、「政治体の生命の根源は主権の中にある」という文章が示しているように、主権は政治体の土台を成している。したがつて、「意志というものは決して代表されはない」⁽⁴⁸⁾ので、主権の代表を想定することは不可能である。しかし、政治体が作動するためには、一般意志の設定だけでは不十分であり、それに原動力を与える立法権と執行権を導入することが要件となる。

さて、立法権は、一般意志を設定した人民全体に属し、「國家の心臓」⁽⁴⁹⁾を表している。他方、執行権は、「特殊な行為」⁽⁵⁰⁾から成り立ち、主権者の「代行機関」をする政府に付随している。したがつて、「執行権はすべての部分に運動を与え

る国家の脳髄⁽⁴³⁾」と見なすことができる。こうしてみると、国家の存続は、「国家の心臓」を示す立法権に依存することがわかる。立法権は国家全体の概念と不可分な関係にあり、執行権は国家の部分的な機関を表象することになる。ルソーは、その結果、「立法権において人民が代表されえない⁽⁴⁴⁾」と断言するわけである。「人民の代議士は、人民の代表者ではないし、代表者たりえない⁽⁴⁵⁾」という文章は、特定の人民が国家全体の統治機構に参加することが不当であることを示していると言える。しかし、政府に属する執行権では、「一般意志の表明⁽⁴⁶⁾」を表す法律を実施するために、「人民は代表されうるし、また代表されなければならない⁽⁴⁷⁾」と、ルソーは考へていて。人民の代表は、そこでは、一般意志の代行をするのではなく、人民全体が承認した法律を実施するだけである。執行権における人民の代表者は、その意味で、「人民の代理人⁽⁴⁸⁾」を示すに過ぎない。すなわち、人民の代表は、決して主権の代表を表すのではなく、人民全体に代わって、政府の執行権を行使することになる。したがって、人民の代表を主権の代表と見なす時、社会契約に基づく統治形態は根底から崩壊せざるをえない。実際、特殊意志や全体意志の増大に伴つて、「一般意志の行使⁽⁴⁹⁾」を示す主権が軽視されると、国家共同体は崩壊しやすい。ルソーは、こうした事態を、「政府の構成員だけから成り立つていて、その外側の人民にとっては、もはや彼らの支配者、僭主以外の何ものでもない国家が形成される⁽⁵⁰⁾」と述べている。人民の代表を想定することは、特殊意志や全体意志による政治団体を創出し、国家共同体の理念に反することになる。ルソーは、そのためには、国家共同体の政策決定をする議会制度も、否認するわけである。人民の代表による主権の私物化は、ここにおいて、国家共同体の崩壊と結びつくことになる。ルソーが、「人民は代表者を持つやいなや、もはや自由ではなくなる。もはや人民は存在しなくなる⁽⁴¹⁾」と断言するのは、そのような事情に由来していると言えよう。

そこで、国家共同体を保持するためには、人民全体による「定期集会」assemblées périodiques を設けることが要件となる。「定期集会」は、何よりも、「社会契約の維持」⁽⁴³⁾を検証し、人民による政府の監視を行う。したがって、その集会は、統治者自身の権限を越え、しかも統治者を自由に批判する機能を備えている」とが求められる。「統治者が集会を阻止すれば、自分が法の侵犯者であり、國家の敵であることを、公然と宣言することにならざるをえない」という文章が示しているように、「定期集会」は、統治者による主権の逸脱行為を厳しく監視するわけである。こうした徹底的な監視こそ、主権を維持し、国家共同体そのものを存続させる前提条件となる。

しかし、ルソーは、国家共同体の内部を統治するばかりではなく、外部の世界に対しても、国家共同体を保持しうる構想を抱いていたことに注意する必要がある。その構想の具体的な政策が、「連邦制度」confédérations に他ならない。

国家共同体の独立を保つためには、対内的には、主権の維持が重要な前提条件であり、対外的には、他の国家共同体からの完全な自立が保証されねばならない。「連邦制度」は、その場合、強大な国家組織に対し、規模の小さい様々な国家共同体がいかにして独自の主権を確保して、自立しうるのかという課題に答えるために想定された政策である。すなわち、「それぞれの国家を、国内では自主権を持つものとしておきながら、国外のあらゆる不正の攻撃者に強力に対抗させる、同盟と連合による対策」⁽⁴⁴⁾こそ、「連邦制度」の具体的な機能を示している。「連邦制度」は、いよいよにおいて、歐米列強諸国に対して、自国の正当な独立形態を模索していた当時の近代日本にも共通した課題を提供していることがわかる。実際、ルソーが社会契約を想定したのは、何よりも自己保存を確保し、「障害の抵抗に打ち勝てるようにならざるをえない」という文が集まつて諸力の総和を作り出し、これらの力をただ一つの原動力で動かして、共同の活動に向ける」ためであつた。

社会の構成員は、その結果、公民的な自由を享受することができたのである。したがって、社会契約が成立するために何よりも、構成員全員の強固な結集力が要求される。こうしてみると、「連邦制度」は、社会契約の構成員を個別的な国家共同体に置きかえた概念であり、そこでは、構成員の公民的な自由と同様に、主権の維持が重要な課題となることがわかる。

すなわち、ルソーが考える統治形態は、対内的には、構成員相互の結集を重視し、対外的には、国家共同体相互の強力な連合関係を構想した広大な展望を示しているのである。

ところで、ルソーのこうした意図を、兆民がどの程度まで読み取っていたのかを明らかにすることは、極めて難しい。『民約訳解』そのものが途中で中断しているばかりではなく、一般意志に基づくルソーの統治形態と、議会制度を想定した兆民の訳文との間には、大きな隔たりがあるためである。しかし、兆民は、そのために、ルソーの意図を全く理解していなかつたと即座に断定することもできない。実際、兆民が考えた議会制度とルソーが否認した代議制度とは、必ずしも同じ意味内容を表してはいないからである。確かに、兆民は、近代日本の歴史的状況を考慮に入れて、ルソーの『社会契約論』を翻訳したことは疑いえない。兆民の訳文は、その結果、ルソー本来の意図からは多少逸脱せざるをえなくなっている。しかしながら、兆民自身の思想的文脈の中で、『民約訳解』の用語を捉え直すことも、同時にまた必要な課題となる。すなわち、訳文の用語と原文の表現内容との違いを、単に表面的な意味作用の視点から論じることは、訳文 자체の意味内容までも歪めてしまうことになりかねない。そこで、近代日本における『民約訳解』の歴史的な意義を明らかにするためにも、最後に、兆民独自の政治思想を検討しながら、文化の受容に対する兆民の基本的な態度を考

察することにしたい。

③ 「民約訳解」の歴史的意義

明治初期の日本政府は、統一國家機構を整備するために、廢藩置県や地租改正などの社会的改革を試みていた。しかし、対外的には、幕末期に欧米諸国と締結した不平等条約が、國際社会における近代日本の政治的自立を妨げていたことを認めねばならない。したがって、日本の正当な独立を確保するためにも、不平等条約の改正交渉は、明治政府の緊急な課題を成していたと言える。一八七一年（明治四年）、明治政府が、岩倉具視を特命全権大使とした「⁽¹⁸⁾岩倉使節団」を欧米諸国に送り出したのも、不平等条約を改善して、欧米諸国と対等な独立国家の構築を目指していたからに他ならない。「宜ク從前ノ條約ヲ改正シ、獨立不羈ノ体裁ヲ定ムベシ」という文章には、欧米諸国と対等な独立国家を樹立しようとする明治政府の確固たる外交姿勢を認めることができる。

しかしながら、「⁽¹⁹⁾岩倉使節団」は、不平等条約の改正交渉のためばかりではなく、同時にまた、欧米諸国に比肩しめる近代的国家機構を創出するため、それらの国の様々な政治制度や経済機構をも視察しようとしていたことに注意する必要がある。実際、伊藤博文は、「⁽²⁰⁾歐米各國ノ政治制度風俗教育營生守產概不我東洋ニ超絶スル」と述べて、東洋よりも欧米諸国の利点を強調している。彼は、そのために、「於此開明ノ風ヲ我國ニ移シ、我國民ヲシテ速ニ同等ノ化域ニ進歩セシメンコト」を、近代日本の重要な課題と見なすことになる。

日本の近代化政策は、こうして、国家の統一と独立を重視する政府の意向に基づいて開始され、しかもその政策目標は、何よりも欧米諸国に設定されるわけである。ところで、独立した統一国家は、確かに近代的国家機構の特性を備えているけれども、国家の近代的要因そのものを必ずしも示しているとは限らない。実際、專制的な封建制国家も、全体主義的な独裁制国家も、ともに独立した統一国家に含まれるからである。そこで、政治的な視点から「近代化」を考察する場合、「政治的意志決定が大衆的レベルにおいて民主主義的基盤に乗るようになり、またそれの実行が専門化された高度の能力を持つ管理制組織に担われるようになること」⁽⁴³⁾が重要な前提条件となる。すなわち、近代的国民国家が成立するためには、何よりも「民主化」⁽⁴⁴⁾が広範囲に普及しなければならない。したがって、「民主化」政策を行ふためには、人民全体が正當に政治活動に参加し、様々な政策を公平に決定しうる統治機構を設定することが求められる。こうした条件を備えている国家こそ、兆民が構想した近代的国民国家に他ならない。憲法の制定と国会の開設は、ここにおいて、「民主化」政策に不可欠な課題であることがわかる。

さて、国家の基本の方針を規定した憲法は、国家の構成員がほとんど人民である以上、統治者が人民の意志を無視して、憲法を一方的に作成することは、「民主化」の原理に反する。そこで、兆民は、憲法の作成を特定の人物に委ねるのでではなく、統治者と国会との間で取り決めるなどを主張するのである。⁽⁴⁵⁾しかし、周知のように、現実に発布された大日本帝国憲法は、明治政府がプロイセン憲法を適用した欽定憲法であり、そこには、強大な天皇大権と脆弱な議会権限が明示されていた。特に、憲法の付属法を成す衆議院議員選挙法には、選挙権は二十五才以上（被選挙権は三十才以上）の男性だけであり、しかも直接国税十五円以上を納める者に限られていたのである。したがって、この選挙法によれば、

「当初の有権者は人口の一・一パーセントに過ぎなかつたから、實に九八・九パーセントの国民が国勢レベルの選挙から排除されていた」⁽⁴⁶⁾と言える。大日本帝国憲法は、こうして、近代的国民国家を模索していた兆民の期待を根底から裏切ることになる。後に幸徳秋水は、『兆民先生』の中で、「憲法の全文到達するに及んで、先生通読一遍唯だ苦笑する耳」⁽⁴⁷⁾と記して、大日本帝国憲法に対する兆民の否定的な反応を想起している。しかし、兆民は、明治政府に全く絶望しているわけではない。実際、憲法発布後の最初の総選挙で、兆民は衆議院議員に立候補し、当選するのである。正当な立憲政治体制を日本社会の中でいかに実現しうるのかという課題は、兆民の脳裏を常に占めていたと考えられる。そこで、兆民自身の政治的な立場を明らかにするためにも、議会政治に対する兆民の理念を検討しなければならない。

国会は、人民の代表者によつて構成され、特定の政治家が、個別的な利益をそこへ恣意的に導入することはできない。兆民は、そのために、「国会は全国民の意欲より成り立ちたる政事的の一大脳髄と謂ふべきもの」と、述べている。⁽⁴⁸⁾ その場合、政府の執行権を実施する行政官は、「全国民の意欲」を代行するだけであり、国会の決議に全面的に依存することになる。すなわち、政府は、何よりも、「人民の為に設くる」⁽⁴⁹⁾ 執行機関であり、政府が人民に對して独自の権力を行使することは、正当な統治の理念に反するわけである。「人民は本なり政府は末なり、人民は源なり政府は流なり、人民は表なり政府は影なり」という兆民の表現は、そうした経緯を説明している。そこには、國家と政府を明確に区分したルソーの発想と似通つてゐることが認められる。実際、ルソーによれば、政府は主権者の代行機関であり、しかも「主権者の單なる役人として、主権者から委託された権力を、主権者の名において行使する」働きをするだけである。⁽⁵⁰⁾ したがつて、兆民は、国会を「国民意欲の標発所」⁽⁵¹⁾、または「国民権理の拡張所」⁽⁵²⁾と見なしてゐる。国会が設定され

ない限り、正当な政府も人民も存在しなくなるわけである。兆民が、『国会論』の末尾で、「政府の名義を正して眞の政府と為し受托者と為し、人民の名義を正して眞の人民と為し委托者と為し、政府をして人民をして並に自ら恥るところ無きを得せしむる者は、其れ唯だ国会乎」⁽⁴⁵⁾と主張するのは、人民全体の意志を考慮に入れているために他ならない。それでは、以上のような国会を構成する人民の代表者は、一体どのようにして選出されるのであらうか。

代議士は、本来、人民全体の意志を人民に代わって国会に伝達する職務を担つてゐる。しかしながら、代議士は、必ずしも常に国民の利益を念頭に置きながら行動するとは限らない。代議士の任務は、そのために、「政事の綱要に關して」、人民と同じ意見を重視することが求められる。したがつてまず、選挙人である人民自身が、明確な政治的展望を抱くことが要件となる。実際、「選挙人其人々に於て胸中一定の雛形無くして良好の代議士を得んとするは、目を塞いで物を探ぐるに同じ」⁽⁴⁶⁾と、兆民が述べているように、選挙人の適切な政治的方針こそ、立憲政治の出発点を成すのである。また、代議士は、選挙人の意向を国家の政治にできる限り忠実に反映させなければならない。しかしながら、代議士は、必ずしも常に、選挙人の理念に基づく政策を行うとは限らない。選挙人の意向よりも、代議士自身の政治的展望の方が重視されることもありうるからである。そこで、どのような選挙方法が、国家の政治にとつて正当な結果をもたらすのかを問い合わせなければならない。兆民が、選挙方法を有限委任と無限委任とに区分し、それぞれの問題点を検討するのは、そうした事情に由来している。

まず、有限委任では、代議士の政策決定は、選挙人全体の意見によつて取り決められるために、国家の政治には、選挙人の見解が明確に反映される。すなわち、「選挙人は号令者にて代議士は受令者なり」⁽⁴⁷⁾という文章が示しているように、

代議士の役目は、選挙人の見解を伝達するだけである。したがつて、有限委任では、多数の選挙人の意志が、国家の政治に反映されるので、「選挙人即ち国会外多数人民の権を重くして、代議士即ち国会少数人民の権を軽くする」結果となる。そうした有限委任が成り立つためには、選挙人自身が適切な政治的展望をあらかじめ保持していなければならぬ。

他方、無限委任は、政策決定を、代議士の意向に全面的に委ねる選挙方法である。選挙人は、「代議士の論綱」に基づいて代議士を選出し、「一切の事項は代議士をして国会中に於て臨機応変もて論述せしむる」ことを承認する。選挙人は、こうして、代議士の「良心と智識」⁽⁴²⁾に全幅の信頼を置き、代議士の「大才子をして成丈け自由に其才を振はしむる」⁽⁴³⁾ことを認めねばならない。選挙方法に関するそのような区分を兆民が想定しているのは、議会政治の基本的な理念を重視するためである。

実際、本来の立憲制国家では、決して特定の政治家が政治権力を掌握するのではなく、「多数人民の意見を鄭重にすること」⁽⁴⁴⁾が要件となる。したがつて、選挙人は、人民全体の利益になるような政治的方針を抱く代議士を選出し、しかも、「始終被選挙人（＝代議士）の国会に於ける行状の監察者」⁽⁴⁵⁾という任務を担う必要がある。兆民は、そうした見解を「三醉人経綸問答」の中でも述べている。すなわち、「民たる者既に代議士を出して政務を監督するの権あり」と。その場合、「議院は全國民意の寓する所」⁽⁴⁶⁾であり、代議士は、あくまで議院に従属することが求められる。兆民は、その結果、「立法権即ち議院は民の為に事務を委託する主人にして、行政権即ち宰相大臣は此委託を受けて事務を処理する役徒たるに過ぎざるもののみ」と主張することになる。兆民の見解は、ここにおいて、立法権を議院と同一視する点を除

れば、人民の政治参加を提案するルソーの発想と酷似していることがわかる。ルソーの発想では、人民の代表者は執行権を行使するだけであるけれども、兆民は、人民の代表者によつて構成される議院の効力範囲を、人民全体の意志を含む立法権にまで及ぼしている。議会政治は、そのために、国民全体による政治参加の理念を正当に提示することになる。代議士は、人民の代表者ではなく、「議院に隸属して各種の事務を分掌するに過ぎざるのみ」と見なされるわけである。議院に対する兆民の見解には、代議制を否定するルソーの立場とは異なり、議会制度に関するルソーの発想を認めることはできない。そこには、ルソーの思想を咀嚼しながら、独自の発想形態に改変しようとする兆民の批判的態度を見出すことができる。兆民の見解は、その結果、人民主権を提唱するルソーの基本的な思想的立場を忠実に継承することになる。

しかしながら、現実社会では、そのような理念は、必ずしも常に実現されることは限らない。特に、国外や国内の政治状況は絶えず変化し、人民がそれらの動きを正確に理解することは非常に難しい。したがつて、人民が認める代議士に國家の政治を任せ、「充分其才を奮はしむる」方が適切な方法であろう。人民がその時、代議士の政治活動を監視することは、「代議士其人の尊嚴を害する」こととなる。すなわち、代議士は、「多数人民の喉舌と為り機械と為ることは其欲する所に非ざる可し」という事態が生じるのである。確かに、国家の政治に携わる代議士は、「深遠の学識」と「巧鍊の経験」などを備えていることが要求される。無限委任の正当性は、こうした代議士を全面的に信用することから導き出されるのである。ところが、代議士は、あくまで人民全体によつて選出される以上、「選挙の綱要の簡単なるを藉口して恣に自家一己の意欲を主張するが如きは眞の委托者」と見なすことはできない。代議士の任務は、人民の基本的

な政治理念を詳細に検討し、それを具体的に実現することであり、その任務を忠実に遂行することによって、代議士は、人民の「眞の委托者」となりうるのである。しかし、無限委任の方法を採用する場合、選挙人は通常、代議士の政治的な方針よりも、むしろ、「人物崇拜の習」⁽⁴⁷⁾から代議士を選出する傾向があり、人民の政治理念を必ずしも重視するとは限らない。そして、選挙人自身が、適切な政治的方針を持たない時、国家の政治は、代議士の恣意的な発想によつて左右されることになる。人民の代表者から構成される国会は、その結果、「議政的専擅家の集会所」⁽⁴⁸⁾となり、また代議士は、「選挙人の懷中より孵化したる毒蛇」⁽⁴⁹⁾に堕落してしまふのである。人民は、こうして、ただ盲目的に「国会の旨」を遵奉し即ち之れが奴隸と為らざるを得ず⁽⁵⁰⁾という状態に陥る。そのような政治形態は、本来の議会政治ではなく、特定の政治権力を私物化する専制政治を表すに過ぎない。選挙制度に関する兆民の発想は、ここにおいても、「社会契約論」におけるルソーの見解と似通つてゐることに注意する必要がある。

実際、ルソーは、議院を選出するイギリス人の態度を次のように批判している。すなわち、「イギリス人民は、自分たちは自由だと思つてゐるが、それは大間違いである。彼らが自由なのは、議院を選舉する間だけのことであり、議員が選ばれてしまふと、彼らは奴隸となり、何者でもなくなる」と。議会代表制をあくまで否定するルソーは、選挙そのものの価値を否認している。「人民は代表者を持つやいなや、もはや自由ではなくなる」という文章は、そうした態度を明確に示してゐるのである。しかし、近代日本における議会政治の実現を緊急な課題と考えていた兆民にとって、選挙制度自体を否定することは、「民ノ自由ノ権」⁽⁴⁹⁾を無視することにつながる。兆民は、そこで、「国民をして議政の権を監督せしむ」⁽⁵⁰⁾ような有限委任を理想的な選挙方法と見なし、選挙人自身が適切な政治理念を抱くことを勧告するので

ある。⁽⁴⁵⁾

以上から、兆民は、人民主権に関するルソーの基本的な見解を踏襲しながら、近代日本に適合しうる独自の統治理念を構想していたことがわかる。こうした撰取方法は、決して単なる模倣ではなく、当時の社会状況を考慮に入れた主体的な受容態度を表している。兆民は、むしろ、西洋文化への盲目的な追従を厳しく退けていた思想家であることを想起しなければならない。『国会論』の中で、「泰西諸国各々其国会の構造に於て制度を相異にする所以のものは他に非ず、彼れ皆自國特異の歴史有り習慣有り衣食住並びに職業より起因せる氣風有り、是を以て其制度中公道に合するもの有り又公道に合せざるもの已むを得ずして姑く循由するもの有り、一から十まで完良なりと謂ふに非ず」と、兆民は述べて、それぞれの国に応じた政治制度を設定することを主張している。そして、彼は、近代日本の実情を無視して、西洋の政治制度を無条件で採用するような政治家を厳しく批判するのである。すなわち、「其国の制度典章は殊に我邦に適当し我民に恰好なりと云ふて、鸚鵡の語を学ぶが如く瀕獮の態を擬するが如く所謂渾淪に箇の棗を呑み一にも其國の真似一にも其國の武舞と唯模倣是務めて、害を異日に貽すと否らざるとは絶へてこれを問ふこと無きに於ては、豈に眼孔ある制作家と謂ふ可けん哉」と。こうした文章の中に、君主権を強調するプロイセン憲法を模倣し、天皇のもとに政治権力を集中させる欽定憲法を取り入れようとした伊藤博文に対する、兆民の批判的態度を見出すことができる。實際、明治政府が発布した大日本帝国憲法は、天皇の様々な大権を設定し、議会の権限を縮小した内容を示している。したがつて、大日本帝国憲法は、「非常に反議会的な」憲法であると言える。明治政府は、そのために、議会の干渉を退けて、内閣の政策を強引に遂行することができたわけである。

兆民は、明治政府のそうした軽率な「西洋化」を、笑止な事業と見なしたにちがいない。現実の議会政治もまた、理想とはほど遠く、第一回帝国議会では、政府の予算案に対する立憲自由党の結束が崩壊してしまう。当時、衆議院議員としてその議会に出席した兆民は、そのような事態を「無血虫の陳列場⁽⁵⁰⁾」であると述べて、議員を自ら辞職するのである。

確かに、明治憲法や帝国議会の創設により、近代日本は、議会政治への第一歩を踏み出すことになった。しかし、人民の自由権は抑圧され、極度な制限選挙のために、国民全体の意志を国会に反映させることは、ほとんど不可能となるのである。現実の近代日本は、こうして、議会政治に対する兆民の理念を根底から裏切ることになる。ところが兆民は、そのために、政治的な理想を全く放棄したわけではない。兆民は、晩年に至るまで、現実の日本社会に対する批判的な態度を保持しながら、議会政治の理想を常に求めていたと言える。現実の政治による挫折を繰り返し経験したにもかかわらず、理想的な社会の実現を常に追求していたことは、兆民自身の信念が極めて強固であったことを証明している。兆民は、まさにそのために、最晩年の著作『一年有半』の中で、「民権是れ至理也、自由平等是れ大義也」と断言することことができたのである。しかも兆民は、「此等理義に反する者は竟に之れが罰を受けざる能はず⁽⁵¹⁾」と述べて、「民権」や人民の「自由平等」を排斥することは、人間の尊厳性そのものを傷つけることにつながる点を強調している。したがって、「民権」や人民の「自由平等」は、特定の国家や社会を越えた普遍的な価値となりえよう。「民権自由は欧米の専有に非ず⁽⁵²⁾」という文章は、そうした普遍的な価値に対する兆民の強い確信を表明しているのである。

こうしてみると、兆民は、ルソーの『社会契約論』を、近代日本社会の理想的な構築という視点から読み解くことに

より、「民の権」⁽⁵⁰⁾に普遍的な価値を見出していたことがわかる。したがって、『民約訳解』は、たとえ原典の部分訳に過ぎないとしても、人民主権に関するルソーの基本的な見解を適確に継承していると言わねばならない。すなわち、兆民は、『社会契約論』の原文を翻訳しながら、明治政府の政策を批判的に検討する手振りを示すとともに、近代日本社会を越える普遍的な政治理念をも提供しているのである。こうした理念こそ、「民の権」や「自由平等」によって特徴づけられた人間性本来の価値を実現する統治形態を生み出すことになる。『民約訳解』は、その意味で、近代日本という歴史的な状況を越えた政治理念を表した著作であると考えられる。

注

- (317) 『日本近代思想大系』九、「憲法構想」、岩波書店、一九八九年刊、六七頁。なお、本稿の前半部分は、「ルソーと中江兆民（上）」、「ルソーと中江兆民（中）」として、『同朋文学』第二十六号（一九九五年六月）と『同朋文学』第二十七号（一九九六年三月）にそれぞれ掲載されているので、当該箇所を参照されたい。
- (318) 猪飼隆明氏によれば、「有司專制」は、「國家意志の決定・遂行はもちろん、國家機構の改変、人事などの権力の最高部分を一部の高級官僚が独占するという官僚專制の統治形態」（猪飼隆明「自由民権運動と專制政府」、『講座日本歴史七　近代二』、東京大学出版会、一九八五年刊、二五六—二五七頁）と定義することができる。
- (319) 『中江兆民全集』（以下『全集』と略称）第十四巻、岩波書店、一九八三年刊、一二二頁。
- (320) 『日本近代思想大系』九、前掲書、六七頁。
- (321) 『全集』第十四巻、一二二頁。
- (322) 実際、牧原憲夫氏は、「有司專制」の役割について、「大久保（利通）を頂点とした「有司專制」のもとでこそ、ひたすら旧来の特權に固執する華士族を押しきつて、封建領主制の最終的解体を実現できたのだ」（牧原憲夫「有司專制と国会開設運動」、『近代日本の軌跡二』所収、吉川弘文館、一九九五年刊、三六頁）と評価している。

(323) 『日本近代思想大系』九、前掲書、六八頁。

(324) 同右、六七頁。

(325) 江村栄一「自由民権運動とその思想」、『岩波講座日本の歴史一五』所収、岩波書店、一九七六年刊、一九頁。

(326) 『全集』第八卷、二四四頁。

(327) 『日本の名著三六、中江兆民』、中央公論社、一九七〇年刊、二五一頁。

(328) 例えは、坂野潤治氏は、「自由民権運動が全国的な盛り上がりをみせるのは、明治十二年（一八七九）末から翌十三年末までの約一年間である」（坂野潤治『大系日本の歴史』一三、小学館、一九九三年刊、五九頁）と指摘している。

(329) 江村栄一氏は、「日本の自由民権運動の要求は、国会開設・憲法制定・地租軽減・地方自治・不平等条約撤廃の五つにまとめることができるが、そのうち国会開設と国民議会での憲法制定の要求こそ、自由民権運動が絶対主義的君主政体の変革を要求するブルジョア民主主義革命運動の性格をもつことを示している」（江村栄一「自由民権を考える」、『近代日本の軌跡』二、前掲書、二二頁）と述べている。

(330) 佐々木克氏は、愛国社第三回大会の決議を次のように整理している。すなわち、「この大会では以下のことが決議された。来年（一八八〇年）三月に大会を開催するが、それまでに遊説を行う。その結果全国各地に、国会開設を目標に掲げ、かつ十名以上の会員で組織した同志的結社が、十社以上できた場合は、愛国社の名にこだわらないで、それらの結社と共に拡大した別の組織を作り、「広く公衆」とともに国会開設の請願を行う。しかし新しい結社が十以上できなかつた場合は、愛國者の中もとにまとめて請願する、というものであつた」（佐々木克『集英社版日本の歴史』一七、集英社、一九九二年刊、九〇頁）と。

(331) (332) 『自由党史（上）』、岩波書店、一九五七年刊、二八二頁。

(332) 同右、三二二頁。

(333) 井上清氏は、当時の状況について、「この大会を機として、自由民権主義の政党を組織しようとする動きが、各方面からおこった。一は植木枝盛を先頭とする土佐の立志社系の人々、一は「東京横浜毎日新聞」社長沼間守一ら啓明社の人々、一は福島県の河野広中に代表される東北の有志、そして最後は、「東洋自由新聞」を準備していた人々、すなわち松沢求策、松田正久、山際七司、柏田盛文ら、兆民のもとも親しい同志たちのグループである」（井上清「兆民と自由民権運動」、『中江兆民の研究』所収、岩波書店、一九六六年刊、一三四一三五頁）と説明している。

(334) 『日本近代思想大系』九、前掲書、二二二頁。

ルソーと中江兆民（下）

(335) 坂野潤治氏は、「政府は明治初年いろいろ一四〇〇余万円もの大金を投じて北海道の開拓をすすめてきたが、明治十四年（一八八一）、財政難と支出金の期限切れのため開拓使の廃止を決定した。そこで開拓長官黒田清隆は、その工場や鉱山などを開拓使関係者に払い下げようとしたのである」（坂野潤治『大系日本の歴史』一三、前掲書、九〇頁）と説明している。

(336) 芝原拓自身は、その事件について、「開拓使問題は、けつして、「財利」上の「小事」でも「行政事務ノ一小処分」でもなく、ことがらの本質は、「公益」を保護すべき政権を私するという、単純だが、國家権力のアキレス腱にかかる根本的な問題である」

(芝原拓自『日本近代化の世界史的位置』、岩波書店、一九八一年刊、二六八頁）と、指摘している。

(337) 実際、「八月に入り、政府系の新聞といわれていた『東京日日新聞』までが加わった。払い下げ批判は開拓使批判へ、そして藩閥政府攻撃へとエスカレートしていく。新聞のキャンペーンばかりではない。各地で、藩閥政府批判と国会の即時開設要求とをセットにした演説会が開かれた」と、佐々木克氏は述べている（佐々木克『集英社版日本の歴史』一七、前掲書、一三八頁）。

(338) 『自由党史（中）』、岩波書店、一九五八年刊、七八頁。

(339) 「明治十四年の政変」の歴史的意義について、御厨貴氏は次のように述べている。すなわち、「まず第一に、大久保の制度的遺産の系譜上にある「国会論」において、漠然たる漸進的開設志向に対し、世上もつとも有力であつたイギリスモデルではなく、プロイセンモデルを明確に指定したことである。次いで第二に、大久保の政策的遺産とともにいうべき「財政論」において、大久保時代以来の積極的財政志向に対し、最終的に緊縮財政論を確定したことである。いいかえれば、明治十四年の政変によって大隈に象徴される第三の選択はものの見事にすべて逆転されたのである。その意味では、大隈追放は避けられぬ事態だったといえるかもしれない。さらに第三に、大久保の人的遺産たる侍補・宮中グループは、政変の過程で、「中正党」を結成するが、もはや天皇親政運動を復活させるだけの力はなく、なおイデオロギー的規制力は残すものの、結局は佐々木高行を工部卿に据えるだけの成果に終つてしまふ」（『日本歴史体系』四、山川出版社、一九八七年刊、五八一一五八一頁）。

(340) 『自由党史（中）』、前掲書、八〇頁。

(341) 同右。

(342) 佐々木克氏は、自由党の盟約が「きわめて抽象的な綱領であり」、しかも「具体性に乏しい」としながらも、「綱領と組織をそなえた、全国的規模での政党が、日本に初めて誕生したのであった」と評価している（佐々木克『集英社版日本の歴史』一七、前掲書、一四七頁）。

(343) 佐々木克『集英社版日本の歴史』一七、前掲書、一四四頁。

(344) 『全集』、第十四巻、一頁。

同右。

同右。

同右。

同右。

(349) 『中江兆民集』、筑摩書房、一九七四年刊、一八九頁。

(350) 同右。一八八頁。なお、柳父章氏は、馬場辰猪の『天賦人権論』を分析して、「天賦人権」の「天賦」は「自然ニ起因スル」わけであるから、「天」は翻訳語「自然」であり、natureである（柳父章『翻訳の思想』、筑摩書房、一九九五年刊、二二九一二三〇頁）と指摘している。

同右。

(351) 『全集』、第十一巻、二七頁。

同右。

(352) 『全集』、第十一巻、二七頁。

同右。

(353) 『全集』、第八巻、一九一頁。

(354) 『全集』、第十四巻、二二一頁。

(355) 『全集』、第十一巻、二七頁。

(356) 『全集』、第十一巻、二七頁。

(357) 『中江兆民集』、前掲書、二〇九頁。

同右。

(358) 『全集』、十四巻、四四頁。

(359) 『全集』、十四巻、四四頁。

(360) 牧原憲夫「有司專制と国会開設運動」、『近代日本の軌跡』二、前掲書、三六頁。

(361) 『全集』、十巻、一七七頁。

(362) 『全集』、十四巻、二三頁。

同右。

(363) 『中江兆民集』、前掲書、一八五頁。

(366) 同右、二〇九頁。

(367) 『全集』、十四卷、四五頁。

(368) 同右、五〇頁。

(369) その基本的な理念は、兆民自身が述べているように、「宰相ヲ選スル者ハ人民ナリ其法律ヲ立ツル者亦人民ナリ夫レ人民段々自ラ法律ヲ立て、又其自ラ選拔スル所ノ宰相ヲシテ之ヲ執行セシムレバ則チ行政立法ノ権並ニ皆人民ノ共有物ナリ」（『全集』、十四

卷、一一页）という点にある。したがつて、「其君主ノ如キハ特ニ人民ヲシテ立法行政二権ノ間ニ居テ之レガ和解調停ラ為サシムルニ過ギザルノミ」（同右、一一一二頁）という結果となる。君主と人民との間には、何等優劣はなく、むしろ君主は人民に従属していることこそ、理想的な「君民共治」を行なう前提条件となる。兆民は、そのため、議会政治に対して非常に強い期待

を寄せるわけである。

(370) 『全集』、第十四卷、一一一一頁。

(371) 同右、一一頁。

(372) 同右。

(373) 同右。

(374) 同右、五五頁。

(375) 同右。

(376) 同右、五六頁。

(377) 同右。

(378) 同右、五六頁。

(379) 同右。

(380) 同右、五六頁。

(381) 同右。

(382) 『中江兆民集』、前掲書、一二二二頁。

(383) 同右。

(384) 『全集』、第十四卷、六〇頁。

- (385) 『全集』、第一卷、一一一頁。
- (386) 同右。
- (387) 同右、一一四頁。
- (388) 同右、一一一頁。
- (389) 同右、一五七頁。
- (390) 同右。
- (391) 同右。
- (392) Rousseau: *Du Contrat social, Œuvres complètes*, tome III, éd. B. Gagnébin et M. Raymond. Bibliothèque de la Pléiade, Paris, Gallimard, 1964, p. 354.
- (393) *Ibid.*
- (394) *Ibid.*
- (395) *Ibid.*, p. 378.
- (396) *Ibid.*, p. 379.
- (397) *Ibid.*
- (398) 『全集』、第一卷、一九九頁。
- (399) 同右。
- (400) Rousseau: *Du Contrat social, op. cit.*, p. 379.
- (401) *Ibid.*, p. 381. 「田舎は、『ヒーラー』の中では、神の性質を形容する場合にも、同じように使われてゐるに注意する必要がある。すなわち、ルソーは、『ヒーラー』の物質が永遠にあるものだらうと、作られたものだらうと、なんらかの受動的な原理がある」と、ややこしいはなかつて、とにかく確かな」とは、全体は一つのものであつて、ただ一つの英知 une intelligence unique を示してゐる」(Rousseau: *Emile, Œuvres complètes*, tome IV, éd. B. Gagnébin et M. Raymond. Bibliothèque de la Pléiade, Paris, Gallimard, 1969, p. 581) である。
- (402) *Ibid.*
- (403) 『全集』、第一卷、一一〇頁。

- (404) 回^ロ。
- (405) Rousseau: *Du Contrat social*, op. cit., p. 381. 「……した見解^ト、『人間社会』の半^シと半^ソの間に、人がいる。すなわち、「人間社会」を共通の社会制度とは、人間をいのへえなく不自然なものにして、その絶対的な存在を奪い去つて、相対的な存在をゆくべ、「自我」を共通の統一體の中に移すべな制度であ^レ」(Rousseau: *Emile*, op. cit., p. 249) 。
- (406) Rousseau: *Discours sur l'origine et les fondements de l'inégalité parmi les hommes*, *Oeuvres complètes*, tome III, op. cit., p. 190.
- (407) Rousseau: *Emile*, op. cit., p. 823.
- (408) Ibid., p. 766.
- (409) Rousseau: *Du Contrat social*, op. cit., p. 372.
- (410) Ibid., p. 363.
- (411) Rousseau: *Lettres à Malesherbes*, *Oeuvres complètes*, tome I, éd. B. Gagnebin et M. Raymond, Bibliothèque de la Pleiade, Paris, Gallimard, 1959, p. 1131.
- (412) Ibid.
- (413) Rousseau: *Les Confessions*, *Oeuvres complètes*, tome I, op. cit., p. 41.
- (414) Ibid.
- (415) Rousseau: *Du Contrat social*, op. cit., p. 383.
- (416) Ibid.
- (417) Ibid.
- (418) Ibid.
- (419) 「全集」 第1巻 1100頁[○]
- (420) 同右[○]
- (421) 同右[○]
- (422) 「全集」 第14巻 111頁[○]
- (423) Rousseau: *Du Contrat social*, op. cit., p. 368.
- (424) 「全集」 第1巻 175頁[○]

(425) Rousseau: *Du Contrat social, op. cit.*, p. 368.

(426) *Ibid.*

(427) シベーの問題は、第一編第一章と第二編第一章にそれぞれ論述されていふ。

(428) *Ibid.*, p. 424.

(429) *Ibid.*, p. 429.

(430) *Ibid.*, p. 424.

(431) *Ibid.*, p. 395.

(432) *Ibid.*, p. 396.

(433) *Ibid.*, p. 424.

(434) *Ibid.*, p. 430.

(435) *Ibid.*, p. 429.

(436) *Ibid.*, p. 430.

(437) *Ibid.*

(438) *Ibid.*

(439) *Ibid.*, p. 368.

(440) *Ibid.*, p. 422.

(441) *Ibid.*, p. 431. ルソーは、そのような事態について、「政府が主権を篡奪した瞬間に、社会契約は破棄されたのであり、したがつて、一般市民はすべし、その自然的自由の状態に権利上は立ち戻つた」とになるから、彼らは服従を強制されはしても、服従する義務はない」 (*Ibid.*, p. 422) と述べてゐる。

(442) *Ibid.*, p. 435.

(443) *Ibid.*

(444) *Ibid.*

(445) *Ibid.*, p. 431.

(446) Rousseau: *Emile, op. cit.*, p. 848.

(447) Rousseau: *Du Contrat social, op. cit.*, p. 360.

(448) 田中彰氏は、「岩倉使節団」の役割について、「岩倉使節団は明治政府の薩長藩閥実力者をトップにして、幕末以来の国際的な経験や西洋の文化の蓄積を持つ旧幕臣をはじめ有能・多彩な人材によって構成されている、ということになる。その意味では、この使節団は、幕末と維新、幕府と新政府との、歴史的、文化的な連続と非連続を体現した存在だった、といってよい」（『米欧回覧実記（一）』、岩波書店、一九七七年刊、三九五頁）と説明している。

(449) 『日本近代思想大系』九、前掲書、一九頁。

(450) 「岩倉使節団」の任務を記した『米欧使節派遣の事由書』によれば、次の三項目にまとめられている。すなわち、「第一課 制度法律ノ理論ト其実際ニ行ハル、所トヲ研究シ、外国事務所、議事院、裁判所、会計所等ノ体裁ト、現ニ其事務ヲ行フ景況トヲ親見シ、之ヲ我国ニ採用シテ施設スペキ目的ヲ立ツベシ。第二課 理財会計ニ關係スル法則、租税法、国债、紙幣、官民為替、火災、海上、盜難受合等ヨリ、貿易、工作、汽車、電線、郵便ノ諸会社、金銀鑄造所、諸工作場等方法規則ヲ研究シ、乃其体裁ト現ニ行ハル、景況トヲ親見シ、之ヲ我国ニ採用シテ施行スペキ目的ヲ立ツベシ。第三課 各国教育ノ諸規則乃チ国民教育ノ方法、官民ノ学校取建方、費用、集合ノ法、諸学科ノ順序、規則及等級ヲ与フル免状ノ式等ヲ研究シ、官民学校、貿易学校、諸芸術学校、病院、育幼院等ノ体裁及現ニ行ハル、景況トヲ親見シ、之ヲ我国ニ採用シテ施設スペキ方法ヲ目的トスベシ」（『日本近代思想体系』一二、岩波書店、一九八八年刊、二〇一二一頁）と。

(451) 『日本近代思想体系』一二、岩波書店、一九八八年刊、二九頁。

(452) 同右。

(453) 富永健一『日本の近代化と社会変動』、講談社、一九九〇年刊、三一頁。

(454) 「民主化」とは、「政治権力が一人もしくは少数者に属している状態から、平等な国民すべてに属している状態に移行する、構造変動の過程である」（富永健一、前掲書、一六七頁）として捉えることができる。その場合、民衆から生ずる様々な要求ができる限り政治機構に受け入れられることが要件となる。

(455) 兆民は、「平民の目ざまし」の中で、「憲法は会社の内規則の様な物ゆへ、我日本の憲法は我天子様と我々人民の名代たる代議士の集会即ち国会とて取極る筈の物なり」（『全集』、第十卷、一七頁）と、述べている。

(456) 大日方純夫「明治憲法の成立」、『近代日本の軌跡二』、前掲書、二二七頁。

(457) 德富蘇峰『兆民先生』、岩波書店、一九六〇年刊、一八頁。

(458)

『全集』、第十卷、四六頁。

同右。六九頁。

(459)

同右。

(460)

同右。

(461)

同右。

(462)

同右。

(463)

同右、四六頁。
同右、六五頁。

(464)

同右、七五頁。
同右、八四頁。

(465)

同右、八七頁。
同右、八八頁。

(466)

同右、八八頁。

(467)

同右、八八頁。

(468)

同右、八八頁。

(469)

同右、八八頁。

(470)

同右。

(471)

同右。

(472)

同右、九〇頁。
同右、八九頁。

(473)

同右、九三頁。

(474)

同右、九三頁。

(475)

同右、八九頁。

(476)

『全集』、第八卷、一一〇一頁。

(477)

同右。

(478)

同右。

(479)

同右。

ルソーは、「法律は一般意志の表明にほかならないから、立法権において人民が代表されえないことは明らかである」(Rousseau: *Du Contrat social, op. cit.*, p. 430) と述べている。したがつて、立法権は、人民の代表者から成り立つ議院とは異なることに注意する必要がある。

(480) 「全集」、第八卷、一一〇一頁。

(481) 「全集」、第十卷、九〇頁。

(482) 同右、九三頁。

(483) 同右。

(484) 同右、八九頁。

(485) 同右。

(486) 同右、九一頁。

(487) 同右、九四頁。

(488) 同右、九六頁。

(489) 同右。

(490) 同右、九五頁。

(491)

Rousseau: *Du Contrat social, op. cit.*, p. 430

(492) *Ibid.*, p. 431.

(493) 「全集」、第十一卷、一二七頁。

(494) 「全集」、第十卷、九七頁。

(495) したがつて、兆民は、「公等前に述べたる無限委任の式に循ふにもせよ後に述べたる有限委任の法に依るにもせよ、兎にも角にも公等自身に政事の綱領を一講究する」とは極て重要なり」（同右、一一九頁）と述べることになる。

(496) 同右、六三頁。

(497) 同右。

(498) 実際、井田進也氏は、「ルソー自身、『ボーランド統治論』*Considérations sur le Gouvernement de Pologne*においてこれらの立法者と当代の立法者とを比較して後者を「法律屋」*faiseurs de loix*と蔑称しているが、兆民もまた帝国憲法発布を目前にして、これらの古典的モデルと憲法起草者伊藤博文との落差を示して伊藤が「眼孔ある制作者」とはいいがたいこと、したがつてその起草するところの憲法も「当代を照燭し後世に軒昂する一大典章」たりえないことを、狂えるが如く奉祝氣分にひたる人民大衆に警告したのであるまいか」（井田進也『中江兆民のフランス』、岩波書店、一九八七年刊、一九〇頁）と指摘している。

(49) 坂野潤治『大系日本の歴史』一三三、前掲書、一七九頁。

(500) 『全集』、第十二卷、二五九頁。

(501) 『全集』、第十卷、一七七頁。

同右。

(504) (503) 同右。
『全集』、第一卷、一二三四頁。